

申告所得税標本調査について

1 沿 革

この申告所得税標本調査は、昭和26年分から始まり、以後毎年実施されており今回が第70回目に当たる。調査結果は初回以来、国税庁統計年報書に掲載されてきている。さらに、昭和38年分からは、「税務統計から見た申告所得税の実態」として、若干の解説を加えて公表している。

2 目 的

この調査は、申告所得税納税者について、所得者区分別・所得種類別の構成、所得階級別の分布及び各種控除の適用状況の実態を明らかにし、併せて租税収入の見積り、税制改正及び税務行政の運営等の基礎資料とすることを目的としている。

3 調 査 対 象

調査の対象は、令和2年分の所得税及び復興特別所得税について、令和3年4月30日までに申告又は処理した者のうち、令和3年6月30日現在において申告納税額がある者（以下「申告納税者」という。）全部である。したがって、所得金額があっても申告納税額のない者（例えば、還付申告書を提出した者）は、調査対象から除かれている。

4 調 査 方 法

全国524税務署より、所得者区分別・合計所得階級別に、一定の方法で標本を抽出し、その標本の基礎データを基に、母集団全体の計数を推計したものである（一部の調査項目については、全数調査である。）。

なお、平成22年分の調査より、国税電子申告・納税システム（e-Tax）により提出された確定申告書等の電子データを活用し、標本数を増やしている。標本数は、事業所得者822,849、不動産所得者370,762、給与所得者843,177、雑所得者235,674、他の区分に該当しない所得者136,029、合計2,408,491である。

（参考）所得者区分別・合計所得階級別の標本割合は、次のとおりである。

合計所得階級 \ 所得者区分		事業	不動産	給与	雑	他の区分に 該当しない
70万円以下		34.8%	39.8%	33.9%	22.5%	40.0%
70万円超	100万円以下	39.5%	37.4%	34.3%	25.7%	45.0%
100	150	41.1%	36.7%	36.9%	28.4%	45.4%
150	200	42.8%	35.6%	36.7%	30.4%	45.1%
200	250	44.3%	35.2%	35.4%	31.4%	45.3%
250	300	45.3%	34.9%	34.2%	30.4%	46.2%
300	400	47.1%	34.5%	32.6%	27.7%	46.7%
400	500	49.0%	33.8%	30.9%	25.1%	47.1%
500	600	52.0%	34.3%	31.1%	25.1%	47.2%
600	700	53.1%	34.4%	31.1%	25.7%	46.9%
700	800	53.5%	33.9%	30.7%	26.4%	47.7%
800	1,000	52.7%	33.9%	29.9%	28.2%	44.9%
1,000	1,200	51.2%	33.9%	28.7%	30.0%	43.1%
1,200	1,500	50.4%	33.5%	28.2%	32.0%	42.3%
1,500	2,000	48.8%	33.0%	28.8%	45.3%	41.0%
2,000	3,000	46.8%	33.3%	31.9%	51.3%	38.7%
3,000	5,000	45.0%	33.4%	32.8%	55.7%	37.9%
5,000	1億円	43.8%	33.3%	32.6%	67.8%	37.2%
1億円	2	55.2%	42.1%	54.4%	100.0%	36.4%
2	5	77.7%	67.4%	99.7%	100.0%	36.1%
5	10	96.6%	100.0%	100.0%	100.0%	37.6%
10	20	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	49.4%
20	50	100.0%	—	100.0%	100.0%	98.1%
50	100	—	—	—	100.0%	100.0%
100億円超		—	—	—	—	100.0%

5 利用上の注意

- (1) 申告納税額は、算出税額から税額控除及び源泉徴収の方法により納付した税額を差し引いたものである。
なお、平成25年分以降は、申告納税額には復興特別所得税を含む。
- (2) 源泉徴収税額は、源泉徴収の方法により納付した税額をいい、平成25年分以降は、源泉徴収の方法により納付した税額には復興特別所得税を含む。
- (3) 解説中の「税額」は、申告納税額に源泉徴収の方法により納付した税額を加えたものである。
- (4) 本統計の合計所得金額は、営業等所得、農業所得、利子所得、配当所得等（総合課税の配当所得のほか、分離課税の配当所得及び特定公社債等に係る利子所得を含む。）、不動産所得、給与所得、総合譲渡所得、一時所得、雑所得、山林所得、退職所得、分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得及び株式等の譲渡所得等の合計額から繰越損失額を控除した金額である。
なお、雑所得については、先物取引にかかる所得金額を含めたところで表章を行っている。
- (5) 各表の階級区分は、合計所得金額による。ただし、第7表「給与収入階級別表」については、給与収入金額、第8表「公的年金等収入階級別表」については、公的年金等収入金額による。
- (6) 第3表「所得控除」のうち、生命保険料控除の「一般」、「個人年金」及び「介護医療」は、各保険料の金額から算出される控除額を示しており、その合計額は最高限度額のある「生命保険料控除」の金額と必ずしも一致しない。
- (7) 各表の計数は、単位未満を四捨五入しているので各表の内容と合計が符合しない場合がある。
なお、単位未満の計数は「0」、該当する計数のないときは「－」と表示している。
- (8) この調査は標本調査であり、抽出された標本の影響が大きく表れる箇所が存在し、実態とは乖離する可能性がある。
- (9) 本統計における所得者区分については、各人の所得を①事業所得、②不動産所得、③給与所得、④雑所得及び①～④以外の所得を合計した所得（以下「他の区分に該当しない所得」という。）の5つに区分している。

申告納税者	事業所得者	各種所得の金額のうち事業所得の金額が他の各種所得の金額の合計額より大きい者
	その他の所得者	各種の所得を有する者で、事業所得者以外の者
	不動産所得者	その他所得者で、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の金額のいずれよりも不動産所得の金額の方が大きい者
	給与所得者	その他所得者で、利子所得、配当所得、不動産所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の金額のいずれよりも給与所得の金額の方が大きい者
	雑所得者	その他所得者で、利子所得、配当所得、不動産所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得の金額のいずれよりも雑所得の金額の方が大きい者
	他の区分に該当しない所得者	その他所得者のうち、不動産所得者、給与所得者、雑所得者以外の者

(注) 上記の判定を行う場合の各種所得の金額について

- 1 各種所得の金額の計算上生じた損失額がある場合には、その損失額はないものとした。
- 2 総合課税の長期譲渡所得の金額又は一時所得の金額がある場合には、それぞれその金額の2分の1に相当する金額とした。
- 3 分離課税の譲渡所得の金額がある場合には、その金額から譲渡所得の特別控除額を控除した後の金額とした。

- (10) 第10表は調査項目に関する標本が僅少なため参考値であり、第1～9表とも関連しない。